

③<<外国人材>>国家戦略特区等提案検討要請回答

	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難 とさせている規制等の内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新 たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
1	Iainen llc	外国人が経営管 理ビザ取得する際 の資本金に関わ る条件の明確化	外国人が日本国内にて起業 しビジネスを営むためには経 営管理ビザを取得する必要 がある。その要件の一つとし て、「資本金か出資の総額が 500万円以上」が求められて いる。近年、通称Jkissと呼ば れる新株予約権による資金 調達が増加しているが会計 上の資本金の定義との違い が存在している。この課題を 解決するべく、新株予約権に よる資金調達を当該要件を みたすものとする明確化を行 うもの。	2006年の新会社法の施行に 伴い、資本の部が純資産の部 と名称変更。新株予約権は負 債の部から純資産の部の「そ の他」項目として会計処理さ れることとなった。添付資料の ように「その他」は厳密には資本 とみなされず。かかる課題が 生じている。	・出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の 基準に定める省令 (参考) 2006年新会社法。払込資本を増加させる可能性の ある部分を含む複合金融商品に関する会計処理 (企業会計基準適用指針第17号)。 ・自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計 基準(企業会計基準第1号)。 ・自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計 基準の適用指針(企業会計基準適用指針第2号)。 ・貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基 準(企業会計基準第5号)。 ・貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基 準等の適用指針(企業会計基準適用指針第8号)。	「出入国管理及び難民認定法第7条 第1項第2号の基準に定める省令」の 出資に関するために該当する条文 「資本金の額または出資の総額」を 純資産の総額と変更することによる 明確化。その結果、新株予約権も当 該条件を満たすという明確化。	法務省	新株予約権により調達した資金を、出入国管理及び 難民認定法第七条第一項第二号の基準に定める 省令「経営・管理」の項下欄二のロに定める資本金 の対象とできるかについて、令和5年6月規制改革 実施計画において、必要な条件の在り方も含めて検 討する旨決定しており、引き続き検討してまいりた い。